

15 義肢装具士^{*1}

坂井 一浩^{*2}

1. 義肢装具士免許

義肢装具専門職が国家資格化される以前、義肢装具の製作業務を担っていたのは、主として義肢装具製作事業所に従事し、いわゆる徒弟制度の中で技術を研鑽した“技術者”であった。1971年には日本リハビリテーション医学会において、また、翌年には日本整形外科学会にそれぞれ「義肢装具委員会」が発足し、そこで義肢装具製作技術者の教育を含めた諸問題が検討されている。

義肢装具士法は1987年に施行され、義肢装具士は「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者」と定義された¹⁾。このうち、「義肢及び装具の装着部位の採型と身体への適合」は診療の補助行為に該当する。

義肢装具士国家試験（以下、国家試験）の受験資格として5つのパスウェイが設定されている中で、現状の受験者のほとんどが「義肢装具士養成所として指定を受けた専門士課程又は学士課程において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの」に該当している。国家試験は「義肢装具士として必要な知識及び技能を問う」とされているが、形式は五者択一の筆記問題のみであり、実技試験は行われない。試験問題の構成は、臨床神経学や整形外科、リハビリテーション医学等を含む臨床医学分野、機構学、制御工学、リハビリテーション工学等の義肢装具工学分野、及び義肢装具採型・採寸、適合学等を含む義肢装具専門分野に

大別される。同法の施行以降、2021年3月までに計34回の国家試験が行われており、初回からこれまでの合計合格者数は5,887名となっている²⁾。過去20年間における年度ごとの国家試験合格者数を図1に示す。なお、義肢装具士免許は非更新制であり、したがって有資格者数は増加の一途を辿ることになるが、実働者数の把握だけでなく、専門職としての質の担保の観点からも更新制の導入が、チーム医療推進協議会や医療専門職の職能団体間で議論・検討されている。

2. 養成教育

日本で体系的な義肢装具専門職の養成教育が始まったのは、義肢装具士法施行5年前の1982年であり、国立障害者リハビリテーションセンターにおいてである。義肢装具士法が施行された1987年以降全国各地に養成校が設置され、現在は3年制専門士課程6課程、4年制専門士課程1課程、そして4年制学士課程4課程が存在している。

養成施設の指定や教育内容については、義肢装具士法のうち「義肢装具士学校養成所指定規則」によって定められている。このうち教育内容は、2004年のカリキュラム大綱化を経て、直近では2021年6月に、厚生労働省医政局により義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会が発足し、これを受けて日本義肢装具士協会・義肢装具士養成教育WGが以下を骨子とした素案をまとめたところである【資料1-2】01. 報告書211201 (mhlw.go.jp)。

- 専門基礎分野のうち、臨床医学体系に「皮膚科学」を含めると共に、当該分野の単位数を増加すること。
- 車椅子・シーティング等福祉用具の製作・適合に関連する知識、技術の習得を専門分

^{*1} Prosthetist and Orthotist

^{*2} Kazuhiro Sakai 公益社団法人日本義肢装具士協会

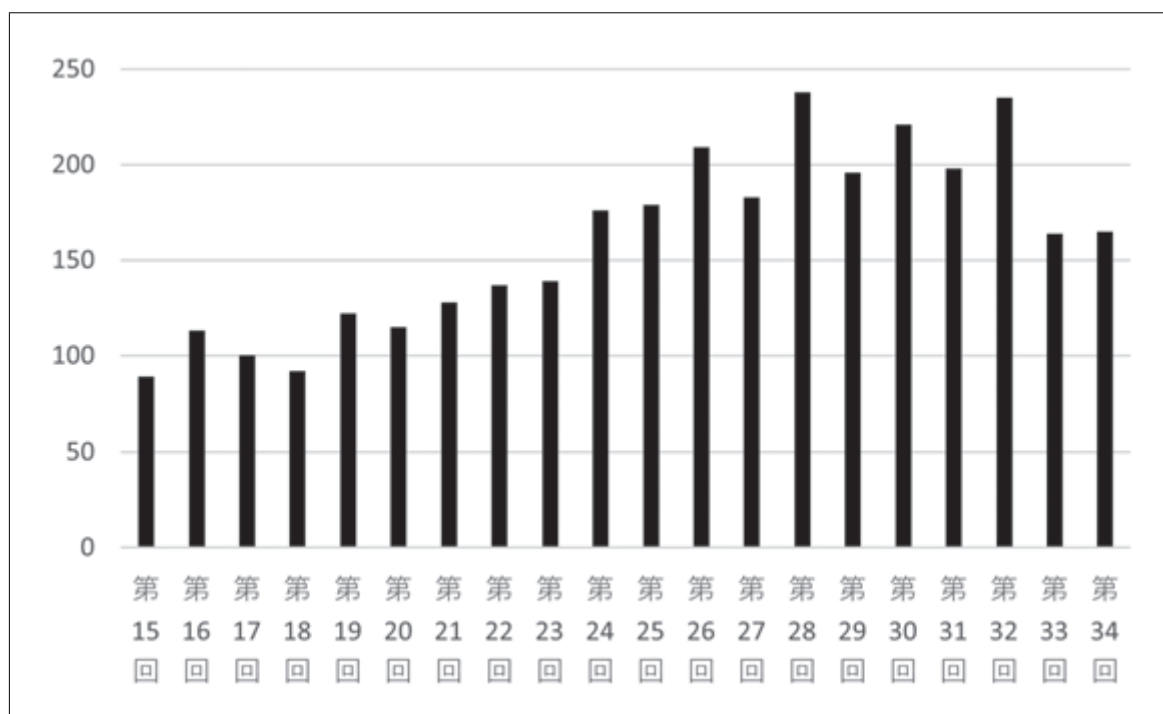


図1 義肢装具士国家試験合格者数

野体系に含めること。

- 応用義肢装具学分野における義肢学，装具学等の単位数を臨床のニーズに見合ったものへ変更すること。
- 臨床実習については，義肢装具士養成教育の国際基準に照らし合わせ，総単位数の増加や臨床実習指導者要件の見直し等によって“より臨床的な”実習とすること。

3. 義肢装具士

2020年5月に日本義肢装具士協会が行った，義肢装具士を対象とした聞き取り調査によれば，回答者（1,227名）のうち88%が義肢装具製作事業所（企業）に従事している。また，同調査の回答者に女性の占める割合は15%となっている³⁾。

義肢装具士の業務は，臨床業務と製作業務に大別される。前者は医療機関において医師の処方を受け，診療の補助として行う「採型」および義肢装具の「適合」などであり，また，後者は材料の加工や組み立てなど，いわゆる作業台上での作業である。一人の義肢装具士が扱って

いる品目については，所属する事業所や派遣される医療機関の専門性によっても異なるが，平均的にみれば「体幹装具」，「下肢装具」，「上肢装具」の順に症例数が多くなっている（図2）。また，義肢装具の公的支給制度には大きく分け

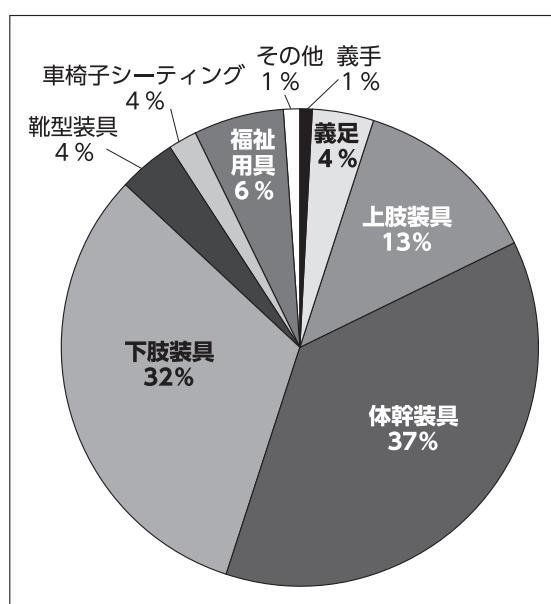


図2 義肢装具士の取扱い品目

て、障害者（児）が日常生活を送るうえで必要な補装具の費用を支給する「障害者総合支援法」と、疾病や怪我の治療に用いられる治療用装具を支給対象とする「医療保険制度」、及びこの両方の「労働災害補償保険」がある。ちなみに、障害者総合支援法による義肢の交付は、2016年度の実績で6,255件、購入金額は26億4,878万円となっている。また、靴型装具を含む装具の支給は全体としてやや増加傾向にあり、同年度の購入件数は45,723件、購入金額は38億5,986万円に上っている。治療用装具を支給する療養費についてはこれよりも規模が大きく、2014年度の総額は421億円となっている。

4. 卒後のキャリアパス

義肢装具士で構成される職能団体として日本義肢装具士協会があり、関連する学術団体に日本義肢装具学会、日本フットケア・足病医学会、国際義肢装具協会（ISPO）などがある。これら

のうち、義肢装具士を含めた関連専門職を対象とした認定制度を設けているのは、日本義肢装具学会と日本フットケア・足病医学会である。

新卒者の臨床能力が、「技能」や「態度」に比して「知識」レベルに偏っている状況を是正するうえで、義肢装具士に特化した研修制度／認定制度が望まれているところであり、内閣府との調整のもと、日本義肢装具士協会において制度化が検討されているところである。

■文 献

- 1) 義肢装具士法（昭和六十二年六月二日法律第六十一号）
- 2) テクノエイド協会：義肢装具士国家試験の結果
<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/>（最終閲覧日：2012.8.10）
- 3) 公益社団法人日本義肢装具士協会：第3回義肢装具士実態調査。義肢装具士白書2019。